

(補足意見)

平成24年6月26日
少年犯罪被害当事者の会

◎被害者参加人の旅費に関する検討について

被害者参加の費用ですが、事件は8人の共犯による強盗致死事件で、東京地裁で裁判員裁判が行われ、遺族3名が地方から参加しました。少しでも安い交通手段とホテルを選んで宿泊されましたが、共犯1人の裁判につき平均して約20万円程度かかったそうです。また、交通費等が支払われれば、3人で参加したかったところを、費用の問題で2回ぐらいは2人で参加されたこともありました。

◎被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討について

この数年の間に法律が変わっているのに、被害者が知らなかったり、理解できずに、新しい制度が利用できない事も出ています。裁判が終わった後を知るケースも多く、被害者は後悔することになります。だから直後に専門家の弁護士がつくことが必要です。でも自分で頼むと費用が高くかかると思って弁護士に頼むのを諦める被害者がいます。国選弁護制度が重要です。資力要件の150万円は低すぎます。150万以上の資力が有る被害者は多いでしょう。多少のお金があっても、遺族の場合、葬式の後も供養にお金がかかります。法事、納骨、お墓のない人はお墓などお金のいる事は続きます。そして、ほとんどの遺族は、体調が悪くなり、病院に通ったり、中には入院をする人もいます。心療内科に通う人も多く、保険のきかないカウンセリングが必要な人も多いので、それにも又、費用がかかります。なので、重大犯罪の被害者には、資力に関係なく、国選弁護制度を利用できるようになってほしいです。それでも、どうしても制限を付けなければならないと言うのであれば、もっと高い金額にしてほしいです。加害者には原則的に国選弁護士をつけられると聞いています。それだったら被害者も平等にするべきだと思います。